諮問庁:国立大学法人東京大学

諮問日:平成29年3月23日(平成29年(独個)諮問第21号) 答申日:平成29年5月31日(平成29年度(独個)答申第9号)

事件名:本人に係る特定の修士課程入学試験の解答用紙の一部開示決定に関す

る件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年度特定研究科特定コース(特定専攻)修士課程入学試験についての本人の解答用紙」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月25日付け第28-376号により国立大学法人東京大学(以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

#### (1) 審査請求書

開示請求した当該文書について、審査請求人の請求する文書は個人の解答内容であるが、法14条5号柱書き及びハにより解答用紙の科目名、問題番号、受験番号及び答案頁数以外は不開示としている。しかし、請求する文書は個人の解答内容であり法15条、16条に該当すると考えられ、部分点の表記部分等(下記(2)のとおり、部分点のみならず、評点を決定する過程においてのアンダーラインやチェックなども含む。以下「部分点の表記部分等」という。)を不開示とすることで開示は可能と考えられる。

### (2) 意見書

諮問庁は採点基準や点数配分などの入試基準が公になることで、今後の入学試験に影響を及ぼすことを不開示の理由としている。

しかし、今回開示請求している個人情報は、試験時に解答した個人の 答案用紙(答案内容)であり、採点情報が類推又は判断できる状態の答 案用紙ではない。

不開示理由は、採点経緯が分かる答案用紙の開示が前提となっている

と考えられるが、その情報開示は求めていない。推測の部分も含まれるが、個人の解答以外の情報が記載されている解答用紙しかないのであれば、個人の解答以外の情報は、諮問庁が考える採点の機密性など守る形で加工すれば対応可能と考えられる。

審査請求書で述べた「部分点の表記部分等を不開示とすることで開示 は可能」とした部分において、「部分点の表記部分等」には部分点のみ ならず評点を決定する過程においてのアンダーラインやチェックなども 当然含むものと考えている。

今回の受験者は特定人数A名であり、合格者が特定人数B名である。 合格者が解答内容を確認するとは考えにくいため、不合格者全員から同様の請求があったとしても、特定人数C名分である。事務量は膨大とは言いきれず、対応可能と考えられる。

以上により、今回の開示請求が「採点」という機密性の高い厳格な作業・行為を妨げるものではないと考えるため、諮問庁の判断は、審査請求人として受け入れ難く、本件不開示決定の取消しを求める。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

特定された本件対象保有個人情報は、特定研究科が保有している当該年度の修士課程入学試験のうち、審査請求人に係る情報である。審査請求人は保有個人情報開示請求書において「特定年度特定研究科特定コース(特定専攻)修士課程入学試験についての本人の解答用紙」の開示を求めている。

しかし、特定コース(特定専攻)入学試験科目(筆記)の個々の解答用紙(①英語 1 枚、②専門科目 3 枚、③小論文 3 枚)については、科目名、問題番号、受験番号及び答案頁数以外の部分は、部分点などの採点基準等が公になることにより、今後の入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 1 4 条 5 号柱書き及びハに該当する部分を不開示として決定をしたものである。

これについて、審査請求人は、平成29年2月21日受付の審査請求書のなかで、筆記試験の解答用紙の部分開示取消しを求めている。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は「開示請求した当該文書については、個人の解答内容であり、法15条、16条に該当すると考えられ、部分点の表記部分等を不開示とすることで開示は可能と考えられる」と主張している。

しかしながら、入学試験問題の採点基準や点数配分などは入試基準その ものであり、そのことが公になると今後の入学試験全体に影響を及ぼすお それがあるため、入学試験の答案用紙については、これまでも一切開示し ていない。 また、部分点の表記部分等を不開示とすることで開示は可能とのことだが、評点を決定する過程において、アンダーラインやチェック(レ点)などを付すケースも多く、かつ採点までのプロセスが公になるおそれもあるため、単に部分点の表記部分を不開示として他を開示すればいいという訳にはいかない。「採点」は、機密性の高い厳格な作業・行為である。

なお、法16条は、処分庁として、高度な行政的判断による裁量的開示を明確にしたものであり、処分庁が不開示とした情報の性質に配慮した場合、裁量的開示の必要性があると認められるものとはいえず、同条には該当しない。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断するとともに、審 査請求人の主張は支持できない。

3 以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年3月23日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月24日 審議

④ 同月25日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年5月15日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年度特定研究科特定コース(特定専攻)修士課程入学試験についての本人の解答用紙」に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、科目名、問題番号、受験番号及び答案頁数以外の部分を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、部分点の表記部分等以外の部分(以下「本件不開示部分」という。)は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)審査請求人は、本件不開示部分について、本件対象保有個人情報は審査請求人の解答内容であり、法15条、16条に該当し、部分点の表記部分等を不開示とすることで開示は可能と考えられる旨主張する。
- (2)上記(1)の主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認

させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

- ア 原処分において不開示とされた部分には、採点委員による採点の経緯、部分点や採点等の機微情報が記載されており、これを開示することにより、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難となる等、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- イ また、採点のための書き込みは、解答用紙に記載された解答の上に 直接記載されているものであるため単純に取り除くことはできず、部 分点の表記部分等のみを塗抹して開示するといった方法も、塗抹され た部分の有無、場所や形状等がすなわち採点に関する情報を示すこと になるため、採ることはできない。
- ウ よって、本件不開示部分は、いずれも法14条5号柱書き及びハに該当し、法15条による部分開示の余地はなく、法16条による裁量的開示の必要性も認められないことから不開示とした。
- (3) そこで検討すると、当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、科目名、問題番号、受験番号及び答案頁数以外の部分には、 各設問に対する審査請求人の解答が記載されており、各解答の上には直接、採点委員による採点のための書き込みが記載されていると認められる。

そうすると、上記のような本件不開示部分の記載内容や書き込みの状況に照らし、本件不開示部分を開示した場合、問題別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが困難となる等とし、また、採点のための書き込みは、解答用紙に記載された解答の上に直接記載されているものであるため単純に取り除くことはできず、部分点の表記部分等のみを塗抹して開示するといった方法も、塗抹された部分の有無、場所や形状等がすなわち採点に関する情報を示すことになるため、採ることはできない旨の上記(2)ア及びイの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、本件不開示部分については、これを開示することにより、入学試験事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、法14条5号柱書きに該当し、同号ハについて判断するまでもなく、かつ、法15条による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5 号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、審査請求 人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、 同号ハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判 断した。

# (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史